

**新津橋上駅 みんなで祝おう!!**  
**竣工記念イベントを開催**  
 ◎12月6日(土)の午前10時～午後3時30分



イメージイラスト

**東口駅前広場**

- ・ステージショー (日下ファミリー、秋葉太鼓ほか)
- ・ふるまい酒
- ・祭り屋台の展示

**西口駅前広場**

- ・祝いもちつき
- ・よさこいソーラン
- ・新津第一小学校ミュージックバンドクラブの演奏ほか
- ・子ども向けゲーム

**東西歩行者道**

- ・開業記念式典(午前10時)

**駅前通り**

- ・特・物産品の販売テント市
- ・ミニSL運行

**新津運輸区**

- ・おもしろ列車の展示
- ・記念撮影会

このほかにも、ばんえつ物語号の運行(新潟～新津間1往復)や新津商店連によるセールも行われます。

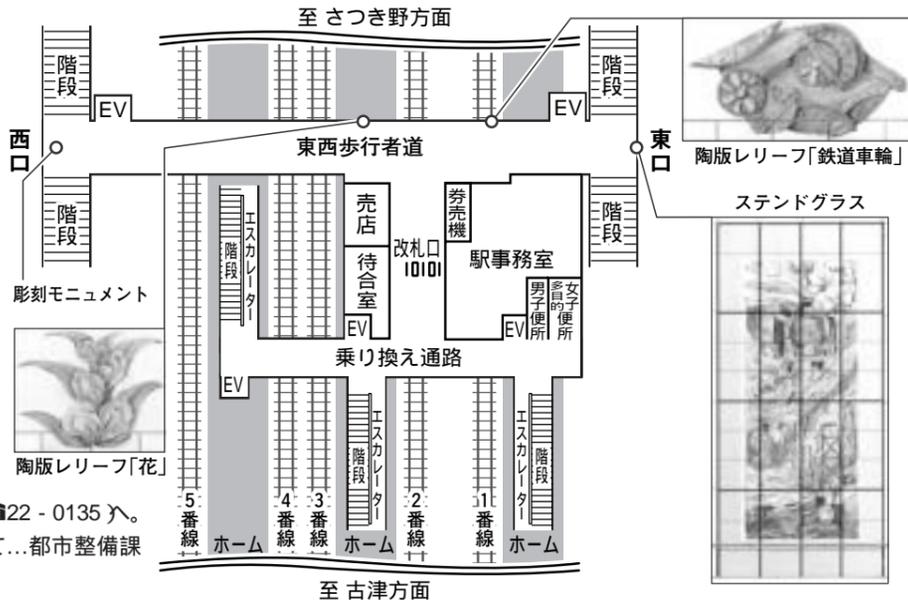
■問い合わせは 新津観光協会 ☎24-3777 へ。

**新しい新津駅の平面図** 橋上駅として生まれ変わった新津駅は、12月6日(土)の始発から利用が開始されます。改札口へは、先に完成した東西歩行者道から出入りすることになります。なお、ホームへの移動が困難な体の不自由な人などのためにエレベーター(EV)も設置されています。

**歩行者道がギャラリーに!**

東西歩行者道に、新津の産業をモチーフとしたパブリックアート(陶版レリーフ・ステンドグラス・彫刻モニュメント)4点が設置されることになりました。なお、このパブリックアートの除幕式は12月3日(水)の午後2時から東西歩行者道で行われます。\*寄贈者は三国コカ・コーラボトリング株式会社さん

- 問い合わせは
- ・新津駅について...新津駅 ☎22-0135 へ。
  - ・パブリックアートについて...都市整備課 道水路係(内線580)へ。



身近な自然 豊かなカルチャー

**花と遺跡のふるさと公園**

**新津市美術館**

☎0250-25-1301  
<http://www.city.niitsu.niigata.jp/>

**新潟県埋蔵文化財センター**

☎0250-23-1142  
<http://www1.ocn.ne.jp/~n-maibun/>

**新潟県立植物園**

☎0250-24-6465  
<http://botanical.greenery-niigata.or.jp/>

**市税のお知らせ**

12月は「納税強調月間」  
**納め忘れはありませんか?**

市では、今月を「納税強調月間」として、市税の納付が遅れている人を対象に納付催告を行っています。納付期限が過ぎているものでまだ納付していない人は、早めに納付してください。

平成15年度 今後の納期限

税の種類	納期限
固定資産税(第3期)	平成16年 1月 5日(月)
市県民税(第4期)	平成16年 2月 2日(月)
固定資産税(第4期)	平成16年 3月 1日(月)

**納付の方法**  
**市税の納付には口座振替が便利**

金融機関に出向く手間を省くことができ、納め忘れのない「口座振替」がお勧めです。手続きは、金融機関の窓口で簡単に行えます。利用できる金融機関 市内に支店を持つ銀行などの金融機関 や農協(市外の店舗も可)、全国の郵便局

**国民年金 国民健康保険 介護保険 課税対象から控除されます**

ご存知でしたか?

国民年金や国民健康保険、介護保険の保険料は、全額が社会保険料控除として所得税や市民税の課税対象から控除されます。

控除の対象となるのは、今年1年間に納めた保険料の総額(国民年金については下表を参照)です。また、本人だけでなく同一生計の親族の保険料も含まれ(介護保険の場合は本人の保険料のみ)、今年納めた保険料であれば、免除期間の追納保険料や過去の未納保険料も対象となります。

平成15年度国民年金保険料額

	月額	年額
定額保険料	13,300円	159,600円
定額保険料 + 付加保険料	13,700円	164,400円

◆問い合わせ

- ・国民年金...新潟東社会保険事務所 (☎025-283-1010) へ。
- ・国民健康保険...保険年金課保険給付係 (②番窓口・内線135・136) へ。
- ・介護保険...保険年金課保険給付係 (③番窓口・内線137・138) へ。

なお、保険料の金額について電話ではお答えできませんので、ご了承ください

手続きに必要なもの 預貯金通帳、通帳使用印、納税通知書

**固定資産税** 家屋を壊したら早めに届け出を

建物を所有している人には、毎年1月1日を基準日として固定資産税が課税されます。新築や増改築、または老朽化などで建物を取り壊した場合、家屋の滅失届が必要で、基準日までにこの届け出がないと、壊した家屋にも課税されることとなりますので、早めに届け出てください。

**固定資産税** 機械や器具など 償却資産の申告を

事業を行っている場合、その事業で使用している機械や器具などについては、その所在地の市町村長に償却資産の申告をしなければなりません。

◆対象償却資産 平成16年1月1日現在、新津市に所在し、所有する事業用に供する資産

なお、申告書用紙は12月中旬に発送する予定です。

◆提出期限 平成16年1月21日(水)

◆問い合わせ 税務課資産税係(内線211・212)へ。

**自動車税** 廃車手続きなどもお忘れなく!

軽自動車やバイク、農耕車などにかかる軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。譲渡や死亡などによって所有者が変わったり、解体や盗難などによって車両を所有しなくなった場合は、早めに手続きをしてください。

◆問い合わせ 税務課収税管理係(内線216)へ。

緑の風薫り 笑顔ゆきかう ふれあい文化都市

**にいつ 新津**

新津市第3次総合開発計画：平成7～16年度

- 水と緑のまち 快適で安らぎが漂うまち
- 人が輝き活力のみなぎるまち
- にぎわいと交流のまち
- 明るく元気なまち 健やかで優しさが響きあうまち
- 豊かな人間味と文化の薫るまち
- 個性豊かな文化のまち